

奥能登デジタル地域拠点整備事業推進業務  
受託候補者選定に係る企画提案募集要領

令和7年5月  
石川県総務部デジタル推進監室

## 1 企画提案を求める事業の背景及び目的

令和6年能登半島地震や令和6年奥能登豪雨では、通信や電力等のインフラが途絶し、孤立集落が発生した。連絡手段がなく、多くの被災者が不安な思いをしたことに加え、情報収集や避難者名簿の作成・共有に多くの手間や時間を要した。また、緊急対応策として、避難所等に衛星通信サービス（スターリンク等）が配備されたが、配備・運用開始まで一定の時間を要し、課題が残った。さらに、長引く避難生活や仮設住宅暮らしの影響によって、要介護・要支援認定者が増加傾向にある今、地域住民が閉じこもることなく外に出て、交流する仕掛けづくりが必要である。

については、平時は地域の交流の場となり、災害時は避難所となる公民館等の地域拠点を、デジタル技術を活用した情報発信・交流・防災の拠点として機能強化する。

そのために必要となる通信インフラ及びソリューションについて、参加自治体（以下「自治体」という。）による共同調達契約受託者を公募型プロポーザル方式により選定する。

## 2 調達の概要

### (1) 調達件名及び数量

奥能登デジタル地域拠点整備事業推進業務 一式

### (2) 調達内容

奥能登デジタル地域拠点整備事業推進業務に係る業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

### (3) 履行場所

仕様書による。

### (4) 業務期間

契約締結の日から令和12年12月31日まで

上記の期間の内、納品を令和7年12月31日までに（実際の工事は市町の状況により前倒しになる可能性がある）、令和8年1月31日までに成果品を納入の上、2月28日までに検収及び発注者からの支払いを完了させること。ただし、避難所管理システムは令和7年8月31日までに納品すること。

また、納品後速やかに保守及びクラウドサービスを開始すること。

### (5) 提案上限額

金160,000千円（消費税及び地方消費税含む。）以内

※提案上限額に係る注意点

・保守に関する費用（60か月分）については、機器及びシステム代金に含むこととする。

・提案上限額は、契約時の予定価格となるものではなく、本業務全体の規模を示すものである。

・提案上限額を超える提案総額を提示した参加者は失格とする。

・提案金額は、消費税及び地方消費税の額（見積金額に100分の10を乗じて得た額1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を見積金額に加算して合計金額を示すこと。

・受託候補者選定後、本企画提案において提示された提案総額の内容及び金額を再度精査し、契約金額を決定する。

#### (6) スケジュール

令和7年5月30日（金）から：公示、企画提案募集要領等の配布開始

6月 3日（火）まで：事業目的等の説明に係るオンライン説明会への参加申込〆切

6月 5日（木）予定：事業目的等の説明に係るオンライン説明会

6月11日（水）まで：質問書の提出期限

6月20日（金）まで：企画申込手続き書類の提出期限

6月24日（火）まで：参加資格確認結果の通知

6月30日（月）まで：企画提案書の提出期限

7月 1日（火）まで：プレゼンテーションの実施日時の通知

7月 4日（金）予定：プレゼンテーションの実施

7月上旬以降：受託候補者選定結果の通知、自治体と契約の締結

### 3 参加資格

企画提案に参加する者（以下、「参加者」という。）は、以下（1）から（3）に示す要件をすべて満たすこと。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、代表者は以下（1）から（3）に示す要件をすべて、代表者以外の構成員にあつては、以下（1）から（2）に示す要件をすべて満たすこと。

(1) 次のいずれにも該当しないものであること。

- ・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ・県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ・参加申込書の提出期限の翌日から契約の日までの期間に、石川県から指名停止の措置を受けている者
- ・会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ・役員（役員として登記又は届出されていないが、その支店若しくは営業所を代表する者等、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。）と認められる者

(2) プレゼンテーションの実施日において、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和7年度における競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 令和2年度以降に、国、地方公共団体及び民間企業等が発注する当該業務と同等の業務（同等の機能を有するシステムの構築を伴う業務）を履行した実績を有し、本業務を遂行するに足る能力を有する者であること。

### 4 企画提案募集要領等の配布

## (1) 配布資料等

配布資料は以下のとおり、なお、配布資料は本提案に係ること以外には使用しないこと。

- ・企画提案募集要領（本資料）
- ・企画提案参加申込書（様式1）
- ・共同企業体届出書（様式1-1）
- ・共同企業体協定書（様式1-2）
- ・提案者概要（様式2）
- ・業務実績（様式3）
- ・企画提案書（様式4）
- ・要求事項対応状況チェックシート（様式5）
- ・ソフトウェア一覧表（様式6）
- ・オンライン説明会参加申込書（様式7）
- ・質問書（様式8）
- ・辞退届（様式9）
- ・奥能登デジタル地域拠点整備事業推進業務に係る業務委託仕様書
- ・別紙1\_避難所管理システム非機能要件一覧
- ・参考資料  
参考資料1\_地域社会 DX 推進パッケージ事業(補助事業)実施要領  
参考資料2\_事業概要  
参考資料3\_石川県情報調達共通特記仕様書

## (2) 配布期間

令和7年5月30日（金）から6月20日（金）まで

## (3) 配布方法

以下の石川県ホームページよりダウンロードすること。

[https://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/digital\\_lifeline.html](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/digital_lifeline.html)

## 5 事業目的等の説明に係るオンライン説明会

本事業の背景、目的、本業務に係る委託仕様書及び提案を求める事項及び審査する主な内容等に関して以下のとおり、オンライン説明会を実施する。

### (1) 参加申し込み

オンライン説明会に参加を希望する者は、申込期間にオンライン説明会参加申込書（様式7）の宛先に電子メールにより提出すること。

宛先：石川県総務部デジタル推進監室地域デジタル推進課  
(e120300@pref.ishikawa.lg.jp)

### (2) 申込期間

令和7年5月30日（金）から6月3日（火）午後5時まで

### (3) 実施予定日時

令和7年6月5日（木）10時～

※接続先 URL は参加申込書を提出した者に別途通知する。

### (4) その他

説明会の開催後、アーカイブ動画をオンライン説明会参加申込書又は企画提案書参加申込書を提出した者に公開する。公開先 URL は別途通知する。

## 6 質問の受付及び回答

### (1) 提出方法

本企画提案に関して質問のある者は、質問書（様式 8）を以下の宛先に電子メールにより提出すること。電話及び口頭による質問は受付しない。

宛先：石川県総務部デジタル推進監室地域デジタル推進課  
(e120300@pref.ishikawa.lg.jp)

### (2) 受付期間

令和 7 年 5 月 30 日（金）から 6 月 11 日（水）午後 5 時まで

### (3) 回答方法

質問及び回答の内容を令和 7 年 6 月 17 日（火）までに、以下の石川県ホームページに随時掲載する。

[https://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/digital\\_lifeline.html](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/digital_lifeline.html)

## 7 参加申込手続き

### (1) 提出方法

企画提案に参加を希望する者は、次の様式に必要な書類等を添付して提出期限までに提出すること。

- ・企画提案参加申込書（様式 1）
- ・提案者概要（様式 2）
- ・業務実績（様式 3）

共同企業体で参加を希望する者は、上記に加えて次の様式を提出期限までに提出すること。

- ・共同企業体届出書（様式 1-1）
- ・共同企業体協定書（様式 1-2）

### (2) 提出期限

令和 7 年 6 月 20 日（金）午後 5 時

### (3) 提出方法

石川県総務部デジタル推進監室地域デジタル推進課 (e120300@pref.ishikawa.lg.jp) に電子メールにより提出すること。

### (4) 参加資格の確認及び通知

参加資格の確認については、参加申込手続き書類の提出期限をもって行うものとし、資格の有無（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む）を令和 7 年 6 月 24 日（火）までに通知する。

なお、参加資格を認めた場合であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

### (5) その他

参加申込書の提出後、企画提案を辞退する場合は、辞退届（様式 9）を速やかに提出すること。

## 8 企画提案書の提出

企画提案に参加を希望する者は、企画提案書（様式4）に以下の必要な書類等を添付して提出期限までに提出すること。

### (1) 企画提案書

#### ア 企画提案書の制限事項

(ア) 様式は任意とし、横版、縦横比 16 : 9 とすること。

(イ) 表紙には、表題「奥能登デジタル地域拠点整備事業推進業務企画提案書」を記載し、提案者名を記名すること。

(ウ) 頁数は、表紙及び目次を含め 100 頁以内（（様式5）要求事項対応状況チェックシートを除く）とする。

(エ) 企画提案書は、電子データにより提出すること。

#### イ 提案を求める事項

以下の課題について、提案等すること。

##### (ア) 提案者について【課題1】

提案者について、企業の概要等を説明すること。

提案する通信インフラとソリューションについて、本業務と同等の導入実績（導入先や規模を含む。）、導入時の所要期間や発生した課題と対処方法、導入先の現状（業務改善効果や問題点等）等の事例を用いて具体的に提案すること。

##### (イ) 要求仕様書への対応について【課題2】

仕様書に示す要求仕様への対応について、（様式5）要求事項対応状況チェックシートの対応欄に、以下の回答区分により該当する対応を「◎」、「○」、「×」のいずれかを記載すること。

なお、「◎」及び「○」の対応については、見積提案書に対応に必要な経費を含めること。「×」と回答した場合は失格とする。

<回答区分>

◎：提案する内容で実現可能である。

○：要求仕様とは異なる手法等により同様以上の機能やサービスの提供が可能である。

×：対応不可又は費用等を考慮し、本調達では対応できない。

##### (ウ) デジタル地域拠点の整備方針、実装内容について【課題3】

デジタル地域拠点の整備に係る考え方及び仕様書の各要件の実現方針や実装内容について、具体的に提案すること。

提案にあたっては、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨における課題と対応を踏まえて、有事に自治体間や民間事業者との連携による切れ目のないきめ細やかな被災者支援を行うこと及び導入するインフラ及びソリューションを平時から活用することを前提に、提案する構成の特徴、現場に合わせた機器やシステムの迅速な導入、運用、情報セキュリティ対策（安全性）等の概要とその特徴について具体的に提案すること。特に、平時のデジタル地域拠点の有効活用について、体制面やプロセス面も含めた提案を積極的に行うこと。

##### (エ) 事業の実施体制について【課題4】

関係者間の役割分担を含め、事業遂行に必要な体制が確保されていることについて、具体的かつ論理的に提案すること。事業全体の推進・調整・成果実現に最

も責任を有する中心人物が特定されており、かつ、そのことを裏付ける文書（担当者の実績（経験）及び資格等）があることが望ましい。

(オ) 持続性について【課題 5】

導入・運用効果を向上、またはコストを低減させるための工夫について具体的に提案すること。実装計画が組織・人員面、また資金面で具体的かつ現実的か、持続可能な運用計画となっているか、精査すること。

(カ) 横展開について【課題 6】

奥能登地域と同様の課題を持つ全国の過疎地域に、本業務で導入するインフラ・ソリューションを横展開する方策・普及啓発活動について、具体的に提案すること。

(キ) 提案力について【課題 7】

その他、奥能登地域にとって有意義な提案があれば具体的に提案すること。

(2) 企画提案書（要約版）

企画提案書を要約した内容を記載すること。なお、記載にあたっては提案した内容に漏れ等がないよう留意すること。

ア 企画提案書（要約版）の制限事項

(ア) 様式は任意とするが、横版、縦横比 16 : 9 とすること。

(イ) 表紙には、表題「奥能登デジタル地域拠点整備事業推進業務企画提案書（要約版）」を記載し、提案者名を記名すること。

(ウ) 頁数は、表紙及び目次のほか「8.（1）イ提案を求める事項」の各課題 1 頁以内とする。

(エ) 企画提案書（要約版）は、電子データにより提出すること。

(3) 提案書及び提案書（要約版）の作成にあたっての留意事項

ア 仕様書及び参考資料の内容を確実に把握し、実現性、実施方針及び方法等について具体的に記載すること。

イ 導入するシステムについて、確実かつ効果的な運用を実現するための提案者の役割及び作業について、具体的に提案すること。

ウ 契約にあたっては、提案した内容を含めることを前提とし、確実に実現できる内容のみ記載すること。

エ 提案見積の外に別途費用を要する提案を評価しないため、記載しないこと。

オ 提案は簡潔に記述し、必要に応じて文書を補完する必要な写真、イラスト及びグラフ等を使用すること。

カ 使用する文字は、注記等を除き 10 ポイント以上の大きさとし、こと。

キ 可能な限り平易な文言を用いて作成し、専門用語を用いる場合も用語の説明を加えるなど工夫すること。

(4) 実施計画書

業務全体のスケジュールについて、次により実施計画書を作成すること。

ア 実施計画書の制限事項

(ア) 様式は任意とするが、横版、縦横比 16 : 9 とすること。

- (イ) 表紙には、表題「奥能登デジタル地域拠点整備事業推進業務実施計画書」を記載し、提案者名を記名すること。
- (エ) 実施計画書は、電子データにより提出すること。

#### (5) 提案見積書

本調達及び提案に係る一切の費用を見積もった提案見積書に以下の必要な書類を添付して提出すること。

##### ア 提案見積書の制限事項

- (ア) 様式は任意とするが、調達に係る費用及び運用保守に係る費用の総額をそれぞれ記載すること。また、見積もった費用の内訳を記載すること。
- (イ) 運用保守に係る費用の見積にあたっては、本稼働から 60 か月間に係る費用について、総額を示すこと。
- (ウ) 表紙には、表題「奥能登デジタル地域拠点整備事業推進業務提案見積書」を記載し、提案者名を記名すること。
- (エ) 見積書は、電子データにより提出すること。

##### イ 添付する書類

##### (ア) ソフトウェア一覧表（様式 6）

仕様書及び参考資料の要件を勘案し、提案するシステムを構成するソフトウェアについて、一般名、商品名、メーカー名、ライセンス数及び機能等を記載すること。

#### (6) 提出期限

令和 7 年 6 月 3 0 日（月）午後 5 時

#### (7) 提出方法

石川県総務部デジタル推進監室地域デジタル推進課 (e120300@pref.ishikawa.lg.jp) に電子メールにより提出すること。

#### (8) その他

- ア 提案書の作成に要する費用は、提案者の負担とする。
- イ 提出された企画提案書等は、返却しないものとする。
- ウ 提出された企画提案書等は、審査に必要な範囲において複製する。
- エ 提出された企画提案書等は、審査以外を目的として提案者に無断で使用しない。

### 9 プレゼンテーションの実施

企画提案書を提出した者に対し、提案した内容等についてプレゼンテーションを求める。参加申込書提出事業者が 1 者の場合であってもプレゼンテーション審査を実施する。

#### (1) 実施日時（予定）

令和 7 年 7 月 4 日（金）※詳細の時間及び会場は別途通知する。

#### (2) 実施場所

石川県輪島市三井町洲衛 1 0-1 1-1 NOTOMORI

#### (3) 実施方法

各提案者の企画提案書の説明を受けた後、審査員による質疑を行う。

#### (4) その他

- ア プレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- イ プレゼンテーションに使用する資料は、提出された企画提案書及び企画提案書(要約版)とし、その他の資料の使用は、原則認めない。
- ウ プレゼンテーションには、受託した場合に業務を主として担当する者が出席すること。
- エ プレゼンテーションに使用する大型モニターは、石川県において準備する。  
その他必要な機材については、提案者が準備すること。
- オ プレゼンテーションは、非公開で行うものとする。
- カ 審査員によっては、オンライン参加となる可能性がある。
- キ プロポーザル参加者ごとのプレゼンテーションの持ち時間は、1者当たり30分程度(説明20分以内、質疑応答10分以内)とする。

## 10 企画提案の審査

本企画提案の審査にあたっては、奥能登デジタル地域拠点整備事業推進業務プロポーザル審査委員会において、企画提案書及びプレゼンテーション(質疑応答を含む。)の内容を審査し、最も優れた提案をした者を受託候補者として選定する。

### (1) 審査基準

審査項目	提案を求める事項	審査する主な内容	配点
提案内容	【課題1】 提案者について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な能力があるか。</li> <li>・経営状況等に問題はないか。</li> </ul>	10
	【課題2】 要求仕様書への対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要求する仕様に対応できているか。</li> </ul>	10
	【課題3】 デジタル地域拠点の整備方針、実装内容について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨での課題等を踏まえた整備方針、事業内容となっているか。</li> <li>・<u>平時から災害時までフェーズフリーで活用できるモデル</u>となっているか。</li> <li>・実施内容は具体的かつ十分考慮されているか。</li> </ul>	20
	【課題4】 事業の実施体制について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施体制、各主体の役割が明確化されているか。</li> <li>・検討すべき事項、作業内容の網羅性と明確なスケジュールが示されているか。</li> </ul>	20
	【課題5】 持続性について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的かつ現実的な提案がなされているか。</li> <li>・導入後も十分な対応がなされるか。</li> <li>・経済性に優れているか。</li> </ul>	10

	【課題6】 横展開について	・横展開に向けた具体的な工夫・取組内容が示されているか。	10
	【課題7】 提案力について	・市町にとってその他有意義な提案があるか。	5
	プレゼンテーション	・提案内容等が明確に説明されているか。	-
価格	提案見積書	イニシャルコスト及びランニングコスト（5年）	15

(2) 審査にあたって評価する事項

本企画提案の審査にあたっては、

- ・提案者に十分な能力があるか。
- ・機器およびソリューションは十分な機能、性能、信頼性、安全性及び拡張性を有しているか。
- ・本稼働に向け、十分な体制で業務に臨めるか。
- ・令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨での現状・課題を踏まえた内容となっているか。
- ・導入後も十分な対応がなされるか。
- ・経済性に優れているか。

などについて、企画提案書及びプレゼンテーションの内容から評価するものとする。

11 受託候補者の選定に関する事項

受託候補者の選定にあたっては、奥能登デジタル地域拠点整備事業推進業務プロポーザル審査委員会において、企画提案書及び企画提案書に係るプレゼンテーション等の内容を審査し、最も優れた提案をした者を受託候補者として選定する。

(1) 選定結果の通知

選定結果は、プレゼンテーションに参加した者に対し、書面により通知する。

(2) 通知予定時期

令和7年7月上旬

(3) 非選定者に対する理由の説明

非選定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（石川県の休日を含める条第1条に規定する県の休日を含めない。）以内に書面により、説明を求めることができる。

なお、その回答は、その理由について説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により行う。

12 契約手続きに関する事項

受託者と自治体とは、個別に契約を締結する。契約内容等については、協議の中で提案書等の内容から変更・修正する場合がある。

受託者と協議が整わなかったときは、次点者と協議し、契約する。

本プロポーザルは、共同調達に参加する自治体の令和7年度補正予算成立を前提とした事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務である。したがって、各自治

体の議会において関係予算が可決されなかった場合は、当該自治体の契約は締結しないものとする。

なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む）、提供した知見の対価等については、一切保障しない。

### 13 その他

- (1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本調達について疑義がある場合は、当該実施要領に定める質問書により質問すること。契約予定者の選定後における調達仕様書の解釈は、石川県によるものとする。
- (3) 参加申込書や企画提案書が以下の条件の一に該当する場合は無効とすることがある。
  - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
  - イ 作成様式（書式）及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
  - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
  - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
  - カ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) 選定された受託候補者が参加資格を満たしていない場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。
- (5) 提出された全ての書類は、石川県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となるが、提案者に無断で公開しない。
- (6) 参加申込書や企画提案書の受理後の差し替え及び訂正は、原則として認めない。
- (7) 本要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、個人情報の保護に関する法律、その関係法令及び石川県財務規則並びにその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

### 14 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地（行政庁舎 5 階）

石川県総務部デジタル推進監室地域デジタル推進課地域 DX 企画グループ

電話番号 076-225-1243

電子メール e120300@pref.ishikawa.lg.jp